令和3年度取引力強化推進事業（補助事業）

|  |  |
| --- | --- |
| 対　　象 | （１）事業協同組合、商工組合及び商店街振興組合のうち、その直接又は間接の構成員の２分の１以上が小規模事業者※であるもの。  （２）事業協同小組合及び企業組合。  （３）協業組合であって、常時使用する従業員の数が５人以下のもの又は組合員の４分の３以上が協業実施直前において小規模事業者※であったもの。  （４）事業協同組合連合会、商工組合連合会及び商店街振興組合連合会のうち、その会員組合の直接又は間接の構成員の総数のうち、２分の１以上が小規模事業者※であるもの。  （５）その他の特別の法律に基づく組合及びその連合会にあっては、その直接又は間接の構成員たる事業者の３分の２以上が中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条に規定する中小企業者であって構成員の２分の１以上が小規模事業者※であるもの。  （６）一般社団法人（直接又は間接の構成員の３分の２以上が中小企業基本法第２条に規定する中小企業者であるものに限る。）であって、構成員の２分の１以上が小規模事業者※であるもの。  ※小規模事業者  常時使用する従業員の数が２０人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、５人）以下の会社及び個人 |
| 補助額 | 上限５００千円（税抜）　　下限１００千円（税抜） |
| 補助率 | ２/３ |
| 補助対象  科　　目 | 謝金、旅費、消耗品費、会議費、印刷費、会場借上料、雑役務費、通信運搬費、委託費 |
| 補助事業  期　　間 | 補助金の交付決定を受けた日から令和４年２月４日まで |

公　募　案　内

〇目　　的　中小企業・小規模事業者が連携して、共同事業の活性化や受注拡大等、取引力の強化促進を図るために行う特徴的又は先進的な事業を補助金により支援します。

〇公募期間　令和3年6月28日～7月28日（当日消印有効）

〇応募方法　必要書類を福島県中小企業団体中央会宛てにお送りいただくか、直接ご持参ください。

**〈具体的な対象事業例〉**

中小企業・小規模事業者が連携し、共同事業の活性化や受注促進等取引力の強化促進を図るために行う、先進的又は波及効果・横展開が期待できる事業を補助対象事業とします。具体的には下記の例を参照してください。

Ａ．共同事業活性化

共同購買や共同宣伝の活性化のため、組合事業や組合員の企業・事業紹介等を行う組合ホームページやチラシ等の検討や作成等を行う事業。

Ｂ．受注促進

共同受注促進のため、組合ブランド商品のホームページやチラシ等の検討や作成等を行う事業。

Ｃ．ブランド構築

連携によるブランド構築を目指す事業であって、共同宣伝、共同受注の実現に向けた、ブランドコンセプト、運用基準、ロゴ、統一パッケージ等の検討・作成を行う事業。

Ｄ．取引条件改善

団体協約の締結や取引条件の改善に向けた交渉等、組合員の取引条件の改善、構造改革を促進するために行う事業。

Ｅ．その他

上記の他、業界の特徴等を踏まえて行う中小企業・小規模事業者の取引力強化を促進するための事業。

**〈申請書類〉**

　①申請書　正１部、副１部を提出してください。

②添付書類　申請に際しては以下の書類１部を添付してください。

・定款

・直近年度の事業報告書及び決算関係書類

（設立１年未満の組合の場合は、月次決算書等による申請日前月末時点の、貸借対照表及び損益計算書）

・当該事業年度の事業計画書及び収支予算書

・組合員名簿

　　　※　申請書及び公募要項については福島県中央会のホームページからダウンロードしてください。

　　　　　ダウンロード先　福島県中小企業団体中央会

<http://www.chuokai-fukushima.or.jp/Event/event36.html>

③申請書提出先　〒960-8053　福島市三河南町１－２０コラッセふくしま１０階

　　　　　　　　　　　福島県中小企業団体中央会　総務課宛

　　　④公募期間　令和3年6月28日（月）～7月28日（水）

連絡先

　福島県中小企業団体中央会総務課

　〒９６０－８０５３

　福島市三河南町１－２０コラッセふくしま１０階

　TEL０２４－５３６－１２６１　FAX０２４－５３６－１２１７

　Mail　 ku-umetsu@chuokai-fukushima.or.jp